

## 公益財団法人土門拳記念館報酬等規程

### (趣旨及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人土門拳記念館（以下「土門拳記念館」という。）の評議員、役員及び情報公開審査会委員の報酬並びに費用等に関して必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 情報公開審査会委員とは、定款第29条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受けるものをいい、費用とは区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等をいい、報酬等とは区分されるものとする。

### (報酬の額)

第3条 評議員、役員及び情報公開審査委員会委員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、役員及び情報公開審査委員会委員の報酬の額は、各年度の総額が450万円を超えない範囲で支給する。

### (費用弁償)

第4条 評議員、役員及び情報公開審査委員会委員が職務遂行のために旅行するときは、次の各号により費用を弁償する。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃については、公益財団法人土門拳記念館旅費規程に定めるところによる。
  - (2) 日当、宿泊料及び食卓料については、公益財団法人土門拳記念館旅費規程に定めるところによる。
- 2 飛島地域へ旅行する場合は、公益財団法人土門拳記念館旅費規程に定めるところによる。

(報酬の支給)

第5条 日額の報酬は、その支給の事由の生じた都度支給する。

2 月額報酬は、その月の21日に支給する。ただし、その支給日が日曜日、土曜日若しくは休日に当たるときは、その日前において支給日に最も近い日曜日、土曜日若しくは休日でない日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、現金をもって支給する。ただし、評議員、役員及び情報公開審査委員会委員の申し出に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(公表)

第7条 土門拳記念館は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	報 酬 額
評議員	日額 5,700円
理事、監事	日額 5,700円
理事長	月額 100,000円
館長理事	月額 170,000円
学芸担当理事	月額 70,000円
情報公開審査会委員	日額 5,700円